

アイポス通信

2022年

11月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 運転免許証の返納 お得な特典も



「おじいちゃん、もう運転しないで」「いやいや、わたしはまだ大丈夫」そんな会話も交わされる昨今、2019年の母子2人が亡くなった事故をきっかけに返納件数は増え年間60万件に達しました。地方ではマイカーが無いと生活が成り立たないという切実な事情もありますが、公共交通機関が整備された街中では免許証返納も一つの選択肢です。運転免許証返納のデメリットの一つに挙げられるのが、手軽な身分証明書が無くなる事が挙げられます。その場合、返納してから5年以内であれば、管轄する運転免許センターなどで申請すれば「運転経歴証明書」を、手数料1,000円ほどで受け取ることができます。全国銀行協会も銀行窓口などで使える本人確認書類の一つにこの運転経歴証明書を含める対応を取っています。ただ、有効期限のない運転経歴証明書がどこまで証明を担保できるかは、議論が分かれるところのようです。各自治体の努力で、運転経歴証明書を提示すれば各種割引が受けられる特典も侮ることなかれ充実してきています。関西で言うと、タクシー乗車運賃から10%割引をしてくれる会社が大阪で10社、奈良交通はバス料金が半額になるゴールドパスを無料で配布、高島屋・イオンは自宅への配送無料、その他飲食店では10%割引等など、日常生活でも嬉しく使えるサービスがずらざら並びます。もう一つの視点として、今後「自動運転が普及した場合、免許はどうなるの？」という事が挙げられます。警視庁はドライバがいない完全な自動運転となる「レベル4」を一定の条件のもと来年4月から始める方針を明らかにしました。人口減少が進む過疎地などでのバス路線などがまずは想定されているようです。今後、ますます技術が発展して自動運転が普及した場合も、運転免許証が必要な可能性はありますから、やっぱり免許は大切にという考え方もありですね。個人的には、パワステ、エアコンもない4速マニュアルの軽自動車、不便が逆に自由を感じてまた乗りたい車です。

? マネークイズのコーナー

「住宅ローン金利があがるかも？」という報道がされています。住宅購入の場合に悩ましいのが変動金利か固定金利の選択ですが、固定金利の指標と変動金利の指標の正しい組み合わせは次の①～③のうちどれでしょう？

- ① 変動： 短期プライムレート
固定： 日銀の政策金利
- ② 変動： 短期プライムレート
固定： 10年国債利回り
- ③ 変動： 1年国債利回り
固定： 長期プライムレート

今月のお知らせ

11月8日は皆既月食でした。我が家では家の前で子供と居座り部分月食から観察しました。天王星食も同時に起こるのは442年ぶりだったそうですね。こちらは肉眼では見えず。国立天文台特別客員研究員の方によると、計算の結果と一致する442年前の6月に月食が起きたことを示す記録が古文書に残されているそうです。織田信長がいた時代・・・一刻一刻と月が欠けて暗くオレンジ色に輝く姿を昔の人はどんな思いで見っていたでしょうね。

コラム

「相続登記の義務化」少しずつ明らかになる運用

2024年4月1日「相続登記の義務化」が施行され、相続人申告登記が新設されます。相続登記をしないがために、誰の所有物が分からない所有者不明の土地は今や九州一つ分にも及びます。空家問題も深刻です。そのような社会背景もあり、相続登記が義務化されることになりました。とはいえ、土地を誰が相続するのか！？分割協議がまとまらないということも想定されます。3年以内に相続登記ができない場合は、「相続人申告登記」と言って、「分割はできてないけど私は相続人の一人ですよ」と申告登記しておくことで、義務を果たしたことになります。義務を果たさないとどうなるか？頭の痛いところです。義務違反があった場合の過料は10万円ですが、一つの土地をめぐる相続人3人がいた場合、 $33,333円 \times 3人$ で10万円払えば良いか？というのと、考え方としては1人の相続人につき10万円以下の過料という考え方です。相続人が3人としたら最大30万円の過料が課せられる可能性があるようです。前述の相続人申告登記も3人のうち1人がしていれば良いかというのと、そういうことではなく残りの2人には20万円の過料の可能性があるということのようです。時がたてば経つほど、代襲相続で相続人も増えるわけで、過料もどんどん膨らんで、、そんな話もあるかもしれません。また、亡くなられた方が複数の不動産を持っていた場合ですが、亡くなられた方一人につき10万円の過料という考え方ではなく、不動産の数 \times 10万円の過料ということになります。田舎の田畑、山林が10筆に分かれていて、3人の相続人の場合、 $3人 \times 10筆 \times 10万円$ で300万円にも及びます。10万円だけの問題と侮っていると、問題が後々大きくなりかねません。そうなる前に「相続人申告登記」を相続人全員でしておくというのは、とりあえずの答えとしてありなのかもしれませんね。



A マネークイズの答え

答えは②になります。年初0.1%程度で推移していた10年国債金利が春先から0.25%に上昇したことで、固定金利の代表フラット35の金利は1.5%程度に上昇しています。一方、変動金利はauじぶん銀行に代表されるように低位で推移しています（最優遇で0.289%）。変動金利は、短期プライムレート（優良な企業に返済1年以内で貸し出す最優遇の金利）に、金融機関ごとの優遇幅が加味されて決まります。固定金利が上がったら、必ず変動金利も上がる！というわけでは必ずしも無いところが面白いですね。



編集後記

早いもので今年も終わりが近づいてきました。2022年皆様にとってどのような一年だったでしょうか？8年前に植えた小さなみかんの木がありますが、今年の秋、初めて沢山の果実をつけてくれました。桃栗3年、柿8年、みかんも8年？8年間力を蓄えていたのでしょうか。私の実がなるのはあと何年？そんなことを考えながら、少々酸っぱいみかんを食っています。2023年始まろうとしている一年。皆様にも沢山の果実がなる一年となりますように。



発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドアン2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos-co.jp

